

平成27年3月期 連結ソルベンシー・マージン比率

平成27年3月期 連結会計年度（平成27年3月31日）の連結ソルベンシー・マージン比率は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成26年3月31日）	当連結会計年度 （平成27年3月31日）
(A)連結ソルベンシー・マージン総額	232,745	264,600
資本金又は基金等	71,424	71,598
価格変動準備金	2,012	2,470
危険準備金	2,990	3,416
異常危険準備金	103,734	113,186
一般貸倒引当金	157	153
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	36,539	48,528
土地の含み損益	△ 13,333	△ 13,215
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額（税効果控除前）	△ 2,784	△ 727
保険料積立金等余剰部分	30,086	38,715
負債性資本調達手段等	1,500	—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	—	—
少額短期保険業者の係るマージン総額	—	—
控除項目	—	—
その他	417	473
(B)連結リスク合計額 $\sqrt{(\sqrt{(R_1^2+R_2^2)}+R_3+R_4)^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$	51,680	47,547
損害保険契約の一般保険リスク (R ₁)	22,265	21,736
生命保険契約の保険リスク (R ₂)	1,234	1,218
第三分野保険の保険リスク (R ₃)	635	660
少額短期保険業者の保険リスク (R ₄)	—	—
予定利率リスク (R ₅)	4,446	4,307
生命保険契約の最低保証リスク (R ₆)	—	—
資産運用リスク (R ₇)	23,253	23,912
経営管理リスク (R ₈)	1,967	1,844
損害保険契約の巨大災害リスク (R ₉)	13,750	9,654
連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	900.7%	1,112.9%

注. 「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2（連結ソルベンシー・マージン）および第88条（連結リスク）ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率であります。

【連結ソルベンシー・マージン比率の説明文】

- ・当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において生命保険事業を営んでおります。
- ・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」であります。連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一であります。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（*1）、予定利率上の危険（*2）、最低保証上の危険（*3）、資産運用上の危険（*4）、経営管理上の危険（*5）、巨大災害に係る危険（*6）の総額

- *1 保険引受上の危険（損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスク）：
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- *2 予定利率上の危険（予定利率リスク）：
積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- *3 最低保証上の危険（生命保険契約の最低保証リスク）：
変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
- *4 資産運用上の危険（資産運用リスク）：
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- *5 経営管理上の危険（経営管理リスク）：
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記*1～*4および*6以外のもの
- *6 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）：
通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害（関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害）により発生し得る危険

「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力」

当社およびその子会社等の純資産（剰余金処分額を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、国内の土地の含み損益等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。